

胎内市における地域公共交通活性化・再生総合事業



胎内市地域公共交通総合連携計画(平成20年9月9日策定)

(基本方針)

胎内市全域を対象とし、路線バスに替わる公共交通として、デマンドバスを運行し、対象者(高齢者、通学者、観光客)を明確にした利用しやすい公共交通の整備を図る。

(計画区域) 胎内市全域(ただし、村上市坂町病院までの運行を考慮に入れる。)

(計画期間) 平成20年度～平成24年度までの5年間。

胎内市地域公共交通協議会

胎内市、新潟交通観光バス(株)、東日本旅客鉄道(株)、新潟県ハイヤー・タクシー協会、学識経験者、住民代表(区長会会長)、胎内警察署、道路管理者、国土交通省新潟運輸支局、商工会、社会福祉協議会 他

総合事業計画の概要(平成21年度)

①デマンドタクシー「のれんす号」の実証運行

現状の路線バスの運行経費よりも安価で、市内全域をドアtoドアで運行する、利便性・回遊性の高いデマンドタクシーを導入することにより、高齢者等の足の確保、交通空白地帯の解消、中心市街地の活性化等を目標として、4月1日から実証運行を開始した。

■平成21年5月末現在の利用状況

利用登録者数:4,521人 1日の利用人数:約92人

②通学者等が利用しやすい路線バスの見直し

デマンドタクシーの運行時間以外(午前8時から午後5時)の朝夕の時間帯において、JR中条駅・平木田駅と連携した通学者等が利用しやすい路線バスの見直しを行うことにより、利用者の利便性の向上、駅周辺の渋滞の緩和等を目指し、新たに4路線を新設し、4月1日から実証運行を開始した。

